

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。

さっぽろ 市議団ニュース

<第2回定例会>

2019年7月1日

No. 202

日本共産党札幌市議団 事務局
tel 211-3221 / fax 218-5124

「命を救うチャンスは何度もあった」——2歳児衰弱死事件、「虐待の事実はないと誰が判断したのか」に、答弁を拒否

村上ひとし議員が質問

2歳女児が虐待により死亡した問題で6月25日、文教委員会で対応経過が報告され日本共産党の村上ひとし議員が質問しました。

「子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる」—虐待通告を受けて

この問題で児童相談所の対応が問われていますが、昨年9月28日の最初の虐待通告で、「本児にあざや傷等はなく」虐待はないと判断し、今年4月5日に「昼夜を問わず子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる」との虐待通告を受け調査。自宅を特定し4月8日に「訪問するも不在（連絡票投函）」「実母への架電後、折り返しの入電あり、実母は『通告の期間は交際相手宅にいたため不在』」とのことで本児の安全確認（目視）を依頼。しかし、母親からの連絡はなく、訪問しても不在で電話にも出ない状態が続きました。

その後、5月12日に南警察署から「頻繁に子どもの泣き声が聞こえる」との通報があったとの連絡を受け、13日には南警察署から同行訪問を要請されますが、「夜間帯で体制が整わず同行困難」と回答。14日に南警察署から母方祖母と連絡が取れたとの電話を受け、同行訪問について「可能なら考えたい」と伝えたものの、結局、警察のみの訪問で15日、母子と面会。子どもに小さなあざがあったが、虐待が心配される状況ではなかったとの報告を受け、児相は「虐待事実がないと判断した」といいます。

本来作成すべきチェックシートが作られず

村上議員は冒頭、「これまでに複数回女児を救うチャンスはあった」とのべ、4月5日の虐待通告を受理してから、交際相手の自宅にいて不在だった事実が判明し、母親は目視での子どもの安全確認を了承したものの連絡が途絶え、その後くり返し電話連絡しても応答がなかったとして、この間の対応にいて、48時間以内の安全確認とともに国が示したルールで、「保護者が虐待の事実を認めない」「家庭訪問や子どもに会うことを拒む」というのは虐待のリスクが高いと判断すべきだとされているが、どうだったのか」ただしました。

高橋児童相談所所長は、「本来であればすべての対象世帯にチェックシートを使って家庭訪問すべきだった」「本件については、複数の対象世帯ということでチェックシートの作成そのものが行われていなかった」とのべました。

村上議員は、「そうしたリスク判断のルールが不十分だったとしても、担当している職員が上司に相談するのは通常、当然だと思うが、本事案は個人的に処理されたのか、組織的なものだったのかは検証するうえで大きな点だと思うが」とただすと、高橋所長は、これには答えず「多くの職員が情報を共有する会議の場面には上がっておらず、毎日の確認作業も行われていなかった」とのべました。

村上議員は、「連絡がとれず、交際相手の自宅に滞在していたということが発覚した時点で疑う必要があった」と指摘し、「南警察署から連絡があった際、なぜ、対応が不十分となったのか、

5月13日に協力要請があったが、そのときどのような対応がされたのか」「同行訪問も可能なら考えたいと伝えていたが、『可能なら』の意味合いは」とただすと、**高橋所長**は、「本件に直接結びつく問合せではなかったと認識している。多くの問い合わせと同様のもので、南警察署からは住所情報でわかるか否かという質問だった」と答弁。「可能なら」の意味合いについては、「推測ではお答えすることができない、検討委員会のなかで明らかにしていただきたい」と答弁を拒否しました。

あざを確認しながら「虐待はない」と、なぜ判断

村上議員は、「虐待の事実はない」と判断した際、南署から「体にあざが2つほど確認された」との報告を受けているが、「これらを踏まえたうえで虐待はないと判断したのか」とただすと、**高橋所長**は「警察と母親との話しのなかで不審に思われる状況はなく、虐待を疑われる様子はなかったという報告を受けている」と答弁。**村上議員**は、第1回目の虐待通告を受けて以降の状況を踏まえるなら、「虐待の事実はないと判断するのはありえないのではないか、だれが判断したのか、組織的な判断なのか明らかにすべき」とただすと、**高橋所長**は「検討委員会のなかで明らかにしていただきたい」と、ここでも答弁を拒否しました。

村上議員は、本市の対応には3つの大きな問題があるとのべ、①通告受理後に、原則48時間以内に子どもの安全確認を行うルールが守られていない、②子どもに会えない事態をリスクが高いものとする新ルールにもとづく対応になっていない、③組織的な協議を徹底するとともに、事例の進行管理は、状況の変化についてのフォローを確実にを行うため、すべての事例を定期的に確認する必要があるが、それができていなかったと指摘しました。

1人当たり162件、平均年齢30.8歳、平均経験年数1.59年

村上議員は、児童相談所の体制について、職員（児童福祉士）1人当たりの相談対応件数が162件を超えているが、「他の政令市と比較してどうなのか」「児童福祉士の平均年齢と経験年数はどのようになっているか」と聞くと、**高橋所長**は「人口規模ベースでは全国平均とほぼ同傾向で、平均年齢は30.8歳で平均経験年数は1.59年」と答えました。

村上議員は、「経験年数が1年半というは専門性を有する職場として妥当なのか」と年齢構成や経験年数について町田副市長に認識を問うと、**副市長**は「児童福祉士をどう配置し、育成していくかなどの問題については、検証のなかで明らかになっていくものと思うが、本部会議でも総務局とともに現場と検討していく」と答えました。

村上議員は、とくに4月5日以降の対応で「年齢構成のバランスがとれている職場であれば、相談もしやすく、先輩が後輩に声をかけてどう対応すべきかなどの助言が可能だったのではないか」「専門性の向上や必要な経験を積むためにも本市の人事異動のあり方など、配慮していくことが極めて重要だと考えるがいかかが」とただすと、**町田副市長**は「第2児童相談所をどのように作っていくか、また、職員の育成をどうすすめ、ベテラン職員をどう補うかなど検討していきたい」とのべました。